

知財の広場

「新型コロナウイルスに関連した商標登録出願について」

コロナウイルスの話題は「もううんざり」という方も多いと思いますが、J-P l a t P a tを使用して令和2年1月1日以降に出願された商標登録出願の中からコロナ関連の出願を検索し、その動向を調査してみました。

J-P l a t P a tを立ち上げてグローバルナビゲーションから「商標」→「商標検索」を選択すると「商標検索」画面が表示されます。「称呼（単純文字列検索）」のキーワードに「?コロナ?」の文字を入力し検索ボタンを押すと検索ヒット件数は54件（5月25日現在）となりました。ご存じの方も多いと思いますが、「?」を付けることで「コロナ」の用語が含まれる用語を検索できます。

ヒット件数54件のうち最も早く出願された「コロナバリア」（第5類、第30類）（商願2020-013064号）は、出願日2020年2月6日です。一方、最も早く登録査定された「コロナバスター\CORONA BUSTER」（第1類、第5類）（登録商標第6252123号）について経過情報を見ますと、出願日2020年2月27日、登録日2020年5月15日と、かなり迅速な審査がなされていることを確認することができます。

非常事態宣言状況下にも関わらず、早期審査に関する事情説明書が提出された2020年4月8日から約1か月程度の短期間で審査（登録査定）が行われたことを経過情報から確認することができます。早期審査制度を有効活用することの重要性を感じます。

ご存じの通り、商標法は先願主義を採用していますが、既に登録となった「コロナバスター\CORONA BUSTER」の称呼を含む後願は、他に8件もあり、時期を同じくして同じようなアイデアを持つ出願人が複数人いたことを確認できます。

特許庁のホームページには、出願しても登録にならない商標として「他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、指定商品・役務と同一又は類似のもの（商標法第4条第1項第1号）／一商標一登録主義及び先願主義に基づくものです。」と記載されています。先願主義の下では出願を急がざるを得ないようです。

コロナバスター **CORONA BUSTER**

（登録商標第6252123号）

川東 孝至（知財ナビゲーター）